

○周防大島町総合体育館設置条例施行規則

平成16年10月 1 日

教育委員会規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、周防大島町総合体育館設置条例（平成16年周防大島町条例第93号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により体育館の使用許可を受けようとする者は、使用開始5日前までに、総合体育館使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも同様とする。ただし、緊急やむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

2 使用が定期的に継続する場合で、教育委員会が認めたものについては、前項の許可申請書は、一括して提出することができる。

(許可書の交付)

第3条 教育委員会は、使用許可したときは、総合体育館使用許可書（様式第2号）を交付する。許可事項を変更するときも同様とする。

(使用料減免の申請)

第4条 条例第11条第3項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、総合体育館使用許可申請書にその旨を記入し、関係書類を添えて申し込まなければならない。

(使用料の還付)

第5条 条例第11条第2項ただし書の規定により次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき。
- (2) その他教育委員会において相当な理由があると認めたとき。

2 使用料の還付を受けようとする者は、総合体育館使用料還付申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

(使用者等の遵守事項)

第6条 使用者及び入場者は、条例で定めるほか、次に掲げる事項を守らなければ

ならない。

- (1) 所定の場所以外に立ち入らないこと。
- (2) 収容予定人員を超えて入場させないこと。
- (3) 釘付け又ははり紙等、建物その他の物件をき損又は汚損するおそれがある行為をしないこと。
- (4) 許可なく設備を使用し、又は変更しないこと。
- (5) 許可なく物品の販売、宣伝、広告類の掲示及びその他これに類する行為をしないこと。
- (6) 所定の場所以外で火気の使用及び喫煙をしないこと。
- (7) 館内で飲食をするときは、許可を受けること。
- (8) 設備器具等の原状の変更及び原状回復並びにその他器具の使用については、係員の指示に従い、使用後における整理、整頓及び清掃は使用者において行うこと。
- (9) 他人に迷惑となるような行為はしないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

(入場者の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入場を拒否し、又は退場させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる物品や動物を携帯するとき。
- (2) 場内の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

(指定管理者が施設の管理を行う場合の取扱い)

第8条 条例第14条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第2条中「総合体育館使用許可申請書（様式第1号）」とあるのは「総合体育館使用許可申請書（指定管理者が定めるもの）」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第3条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「総合体育館使用許可書（様式第2号）」とあるのは「総合体育館使用許可書（指定管理者が定めるもの）」と、第7条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の東和町総合体育館設置条例施行規則（平成9年東和町教育委員会規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年8月9日教委規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月8日教委規則第2号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日教委規則第6号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条、第4条関係）

総合体育館使用許可申請書

年 月 日

周防大島町教育委員会 様

申請者 住所.....
(主催者) 団体名.....
代表者.....
電話.....

周防大島町総合体育館設置条例及び同施行規則を遵守し、下記のとおり体育館を使用したいので、許可されるよう申請します。

催物の名称					営利、非営利 の別	営利・非営利
使用目的 及び内容					入場予定人員	
使用期間	年 月 日 (曜) 時 分から 年 月 日 (曜) 時 分まで					
使用する 施設	☐ アリーナ (☐ 全面 ☐ 2／3 ☐ 1／2 ☐ 1／3) ☐ 会議室 ☐ 冷暖房 ☐ その他()					
使用する 器具						
入場方法等	有 料 ・ 無 料	入場料等 の 額			物品販売の 有 無	有 ・ 無
使用料金の 減免申請 (予定を含む。)	有 ・ 無		備 考			
減免の理由						
その他 必要な事項						
その他 必要な 事項		基 本 使 用 料 金	施 設 器 具 使 用 料 金	加 算 額	小 計	
		円	円	円	①	円
	減 免 額	全額 半額			②	円
	合 計 額	(①－②) 円				

注 1 太枠内は、記入しないこと。
2 ボールペンで丁寧に記入すること。
3 利用期間には、会場の準備、原状回復等に要する時間も含むこと。

様式第2号(第3条関係)

総 合 体 育 館 使 用 許 可 書

年 月 日

様

周防大島町教育委員会

下記のとおり、体育館の使用を許可する。

記

許 可 番 号
使 用 日 時
第 年 月 日 時 分から
年 月 日 時 分まで

使 用 目 的
入 場 予 定 人 員
使 用 施 設 ・ 設 備 器 具
特 別 施 設
減 免 の 有 無
使 用 料
条 件

円

	種 別	明 細	使 用 料	減 免	精 算 額
使 用 料 計 算	入場料等徴収しない場合				
	入場料等徴収する場合				
	冷暖房使用料				
	そ の 他				
使 用 料 合 計					

様式第3号(第5条関係)

総合体育館使用料還付申請書

年 月 日

周防大島町教育委員会 様

申請者 住 所
氏 名

年 月 日に納付した使用料は、周防大島町総合体育館設置条例第11条第2項及び同条例施行規則第5条第2項の規定により返還を申請します。

還付申請の事由

納付した使用料 円

還付申請の額 円

還 付 額 円

使 用 区 分

備 考

様式第 1 号（第 2 条、第 4 条関係）

様式第 2 号（第 3 条関係）

様式第 3 号（第 5 条関係）